

おおた健康プラン  
策定調査業務委託  
事業者募集要領

大 田 区  
令和6年4月

## 1 件名

おおた健康プラン策定調査業務委託

## 2 目的

区民の健康に関する実態を把握するとともに、平成 29 年度に実施した健康に関する調査結果等と比較するために調査を行い、「おおた健康プラン（第四次）」策定のための基礎資料を作成することを目的とする。

## 3 委託内容

「別紙 1」のとおり

## 4 委託契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

## 5 選定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により、第一次審査（書類審査・価格審査）及び第二次審査（プレゼンテーション審査）で選定する。
- (2) 審査結果により総合点の最も高い事業者及び次点の事業者の 2 者を選定する。
- (3) 大田区契約担当課に本業務の委託について推薦する候補事業者を選定するものであり、契約決定は契約担当課において行う。なお、「7 応募資格」に掲げる応募資格を喪失した場合は契約できないものとする。
- (4) 選定候補事業者が応募資格を喪失した場合は、次点の者と契約する。

## 6 評価内容

以下の評価項目にて、「おおた健康プラン策定調査業務委託事業者選定委員会設置要綱」で定める選定委員が評価、選定を行う。

### (1) 第一次審査

	評価項目	審査内容
1	進行管理の体制	責任者、担当役割など組織体制が確立されているか 等
2	提案能力・調査に関する工夫	全体的に計画策定につながる提案がされているか 等
3	調査項目についての考え方	国や都の動向、大田区の現状に関する知識に対する意向を把握するための考え方が示されているか 等
4	集計作業・分析方法、統計評価の工夫	自由意見を含め、集計作業、分析方法の工夫が示されているか 等
5	個人情報保護への配慮	個人情報保護の考え方や監督体制は適切か 過去の個人情報漏えい等事故の有無について 等

6	他区市町村の業務受託実績	他特別区での業務受託実績 等
7	その他	提案内容に積極性・独自性が見られるか 等

(2) 第二次審査

	評価項目
1	プレゼンテーション
2	ヒアリング（質疑応答）
3	全体評価

7 応募資格

次に掲げる要件のすべてに該当する事業者を対象とする。

- (1) 大田区で東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格を有していること。なお、単体事業者のみ対象とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 国税又は地方税等、公租公課を滞納していないこと。
- (6) 経営不振の状態（民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされたとき、会社更生法に基づき更生手続きを行ったとき、破産法に基づき破産開始手続きの申立てがなされたとき）にないこと。

8 配布書類

(1) 配布書類

	配布書類	様式
1	おおた健康プラン策定調査業務委託仕様書	別紙1
2	おおた健康プラン策定支援業務委託仕様書	別紙2
3	個人情報及び機密情報の取り扱いに関する付帯条項	別紙3
4	参加申込書	様式1
5	見積書 ※別紙1の範囲（令和6年度分）	様式2
6	見積書 ※別紙2の範囲（令和7年度分）	様式3
7	質問票	様式4
8	辞退届	様式5

(2) 参考資料

以下は、大田区ホームページにて公開している。

- ア 「健康に関するアンケート報告書(平成 30 年 2 月)」
- イ 「おおた健康プラン (第三次)」
- ウ 「令和 4 年度人生 100 年を見据えた健康寿命延伸プロジェクト事業業務委託報告書」
- エ 「大田区基本構想」

(3) 貸出期間

参加事業者には、希望があれば次の冊子を貸出す。

貸出期間は、令和 6 年 4 月 8 日(月)から令和 6 年 5 月 7 日(火)

- ア 「健康に関するアンケート報告書(平成 30 年 2 月)」
- イ 「おおた健康プラン (第三次)」

9 応募方法

(1) 提出書類

	書類	様式	部数
1	参加申込書	様式 1	1 部
2	企画提案書	任意様式	15 部 (正本 1 部、副本 14 部)
3	見積書	様式 2	15 部 (正本 1 部、副本 14 部)
4	見積書	様式 3	15 部 (正本 1 部、副本 14 部)

(2) 注意事項

- ア すべて紙文書で提出すること。
- イ 提出された企画提案書等は返却せず、提出後の変更及び再提出は認めない。
- ウ 副本は、提案事業者がわからないようにすること。
- エ 企画提案書の表紙には、「おおた健康プラン策定調査業務委託」と記載すること。
- オ 提出書類は A4 版を基本とし、ページ数を付番し、フラットファイル等に綴じ込むこと。(文字サイズは 12pt 以上とすること)
- カ 企画提案書提出後に辞退する場合には、電話にて事前連絡の上、「様式 5 辞退届」を持参すること。

10 企画提案書作成について

以下、項目の順番変更、欠番をしないこと。

(1) 企業概要書

事業者名・所在地・設立日・資本金・従業員数を含む。

(2) 進行管理の体制

- ア 責任者及び担当者の体制、本業務での役割、担当者数など
- イ 業務フローや遂行スケジュール
- ウ 主担当者の業務実績及び経歴や取得資格 (正本には名前を記載すること)
- エ 業務の再委託の有無及び再委託業務の範囲について

- (3) 提案能力・調査に関する工夫
    - ア 次年度計画策定に繋げるための、調査結果まとめ方法の提案
    - イ 紙面及び電子申請の回収率向上のための提案
    - ウ 調査票について、見やすく理解しやすい表現やレイアウト等の工夫
  - (4) 調査項目についての考え方
    - ア 調査項目改善や新しい視点等の調査項目提案
    - イ 次年度計画策定に繋げるため（今後の取り組み内容及び目指すべき方向性を明らかにする視点）の調査項目提案
    - ウ 大田区の現状等を踏まえ、課題を的確に把握できるような調査項目提案
    - エ 国プラン・都プランを踏まえ、課題を的確に把握できるような調査項目提案
    - オ おおた健康プラン（第三次）を的確に評価できるような調査項目提案
  - (5) 集計作業、分析方法、統計評価の工夫
    - ア 統計作業における正確かつ迅速なデータ作成の方法及び検証方法
    - イ 調査結果の集計・分析方法の工夫
    - ウ 自由意見に対する分析方法の工夫
    - エ 統計評価（文章部分）の策定の工夫（読みやすさ、わかりやすさへの配慮）
  - (6) 個人情報保護への配慮
    - ア 個人情報保護に対する方針
    - イ 従業員の管理体制や作業場所の確保について
    - ウ 宛名ラベル及びこれを貼付した封筒等の管理方法
    - エ 回収した調査票及び集計データ等の管理方法
    - オ 過去の個人情報漏えい等の事故について  
（事故有りの場合は、対応と再発防止策についても記入すること）
  - (7) 他区市町村の業務受託実績（自治体名・プラン名・契約期間を記入すること）
    - ア 市町村健康関連計画策定について、他特別区での受託実績
    - イ 市町村健康関連計画策定について、他自治体（人口30万以上規模）での受託実績
    - ウ その他プランについて、他自治体（人口30万以上規模）での計画策定などの受託実績
  - (8) その他、本委託業務の実施に当たって独自の工夫
- 11 見積書作成について
- (1) 別紙1、別紙2の仕様書を参照し、内訳をできるだけ詳しく作成すること。
  - (2) 「おおた健康プラン策定調査業務委託」に係る見積限度額は、11,500,000円（合計金額・消費税10%を含む）とする。
  - (3) 「様式3」の見積書は、令和6年度の調査委託に引き続いて令和7年度の計画策定を委託した場合の参考金額を把握するためのものである。令和7年度の計画策定に関する契約を担保するものではない。なお、今回の審査には直接の評価対象としない。

## 12 質問及び回答

企画提案書等の作成に関する質問は、健康医療政策課健康政策担当(計画)宛に電子メールで提出すること。

- (1) メールの件名に「おおた健康プラン策定調査業務委託 質問事項【事業者名】」と記載すること。本文に事業者名、担当者名、電話番号を記載すること。
- (2) 「様式4」を使用すること。
- (3) 添付ファイルにはパスワードをつけること。
- (4) 質問送信の際は電話にて受信確認をすること。
- (5) 大田区ホームページに回答を掲載する。なお、質問者名は非公開で回答する。

## 13 審査方法

### (1) 第一次審査(書類審査)

- ア 提出書類を審査し、上位3事業者を選定する。
- イ 審査結果 第一次審査を行った全事業者に書面及び電子メールにて通知する。

### (2) 第二次審査(プレゼンテーション審査)

- ア 第一次審査通過事業者に対し、プレゼンテーション及びヒアリング(質疑応答)による審査を実施する。詳細は、第一次通過者へ別途通知する。
- イ 実施場所は、大田区役所本庁舎会議室とする。
- ウ 所要時間は、20分程度とする。
- エ 資料は、紙文書(企画提案書等)のみを使用可とする。
- オ 説明者は、本業務を受託した時の主担当を含む、3名以内とする。
- カ 審査結果は、第二次審査を行った全事業者に書面及び電子メールにて通知する。

## 14 選定スケジュール(予定)

No	内容	月日(令和6年)
1	募集要領等の公表	4月8日(月)
2	質問受付期間 開始	4月8日(月)
3	質問受付期間 終了	4月19日(金)
4	質問回答 大田区ホームページ掲載	4月24日(水)
5	企画提案書受付期間 開始	5月1日(水)
6	企画提案書受付期間 終了	5月7日(火) 17時まで
7	第一次審査(書類審査)結果通知	5月17日(金)
8	第二次審査(プレゼンテーション審査)	5月28日(火)
9	選考結果通知	5月31日(金)

※変更となる場合あり

## 15 その他

- (1) 本プロポーザルは、企画・提案能力等の優れた事業者を選定するためのもので、業務

の詳細については事業者選定後、双方の協議のうえ仕様書を定めることとする。事業者が提案した内容については、必要に応じて契約書に盛り込む予定である。

(2) 次に該当する場合は、原則として審査対象としない。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 提出すべき書類に不備があるもの

ウ 参加申込書、企画提案書等の書類に虚偽の記載があったもの

エ その他不正行為があったもの

(3) 企画提案書に記載した担当者は、特別の理由があると大田区が認める場合を除き変更できない。

(4) 後日、大田区ホームページで選定結果を公表する。

(5) 本応募に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

#### 16 問合せ・提出先

大田区健康政策部健康医療政策課 健康政策担当(計画)

担当 佐野・矢後

〒144-8621 東京都大田区蒲田 5-13-14 (本庁舎 6階 11番窓口)

電話 03 (5744) 1682

FAX 03 (5744) 1523

E-MAIL [hokenjo@city.ota.tokyo.jp](mailto:hokenjo@city.ota.tokyo.jp)